

令和5年第3回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月23日(木) 午後4時15分から午後5時05分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (10人)
 - 11番 水谷 茂樹 (会 長) 7番 善岡 浩樹 (会長代理)
 - 1番 松田 力 ~~2番 中村 広治~~ 3番 北清 裕邦
 - 4番 植松 春雄 5番 澤田 正人 6番 藤崎 正雄
 - 8番 川瀬 崇 9番 川島 史伸 10番 高田 秋光
4. 欠席委員 (1人)
 - 2番 中村 広治
5. 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の選出 北清 裕邦 植松 春雄
 - 第 2 会議書記の指名 川本局長、滝上推進員、手嶋主事
 - 第 3 農政報告 参 与 續木課長
 - 第 4 会務報告 事務局 川本局長
 - 第 5 議事参与の制限 あり XXXXXXXXXX
 - 第 6 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第 7 議案第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
 - 第 8 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第 9 議案第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
 - 第10 議案第12号 令和5年度農業委員会における最適化活動の目標設定等(案)について
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事
7. 参与
續木敬子産業課長

| | |
|----------|---|
| 事務局長(川本) | <p>只今から、令和5年第3回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、10名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 会 長 (水谷) | <p>2月3月に就農フェア参加してきた。学生が多く、就職の選択肢の一つとして農業を捉えている。受け入れる側が追いついていない感がある。体制を整えていく必要性を感じた。実習生も花嫁対策での受入との認識は変えていかなければならない。4月から実習生もきます。担い手対策協議会での対応も考えて行かなければならないと感じる。委員の改選があるが引き続き検討をしていきたいと思います。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>これより令和5年 第3回農業委員会総会を開催致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1 会議録署名委員の選出について 北清委員・植松委員にお願い致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 を配置いたします。</p> |
| 議 長 | <p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p> |
| 参与 (續木) | <p>農業情報のラジオ番組お聞き下さい (チラシ配布)。JA・町の4月からの異動についてお配りしておりますのでご覧下さい。(内容を説明) 以上農政報告と致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p> |
| 議 長 | <p>日程第5 議事参与の制限について</p> |

議事参与の制限が議案第8号で北清委員に係ります。

それではこれより、議案5件の審議に入ります。

日程第6 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号5-9から説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので別紙の者についての審議を求める。

令和5年3月23日提出

6ページをご覧下さい。

受理番号 5-9 賃貸借

貸主

借主

権利は賃貸借です。

土地の所在は、板谷407番 外2筆

畑が3筆で 面積は114,174㎡となっております

申請理由は、新設した農地所有適格法人へ賃貸借による権利の設定を行うためです。

資料の1ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

新規に設立された農地所有適格法人ですので、資料37ページから40ページまで事業等の状況の写しを添付してありますので、合わせてご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございませんか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。番号5-9を承認とされる方は挙手をお願いします。

委員

【全員挙手】

議 長

番号5－9について承認いたします。
次に番号5－10について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

受理番号 5－10 使用貸借

貸主

借主

権利は使用貸借です。

土地の所在は、碧水37番2 外41筆

田が37筆、畑が5筆で 面積は277,680.35㎡となっております。

申請理由は、新設した農地所有適格法人へ使用貸借による権利の設定を行うためです。

資料の2～4ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございませんか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。番号5－10を承認とされる方は挙手をお願いします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5－10について承認いたします。

次に番号5－11で、XXXXXXXXXXに議事参与の制限がかかります。

それでは説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

受理番号 5－11 使用貸借

貸主

借主

権利は使用貸借です。

土地の所在は、碧水 211 番 2 外 22 筆
田が 15 筆、畑が 8 筆で 面積は 261,369 m²となっております。
申請理由は、新設した農地所有適格法人へ使用貸借による権利の設定を
行うためです。

面積の欄に持分 1 / 2 と記載のあるものが、
がそれぞれ持分 1 / 2 となり、外の農地は のみの所有とな
ります。

資料の 5 ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございませんか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。番号 5 - 1 1 を承認とされる方は挙手をお願いします。
す。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5 - 1 1 について承認いたします。
ここで の議事参与の制限を解きます。

日程第 6 議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に
ついては全て承認と致します。

日程第 7 議案第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約に
ついて、最初に 5 - 3 説明願います。

事務局長

10 ページをお開き下さい。
議案第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について
農地法第 1 8 条第 6 項の規定により、合意解約のあった、別紙の件につ
いて議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

次のページをご覧ください。

番号 5-3 合意解約

貸主

借主

土地の所在は碧水172番地1 田が1筆、

面積が 12,916 m²です。

資料6ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。5-3承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-3について承認いたします。

次に番号5-4について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-4 合意解約

貸主

借主

土地の所在は碧水124番地1 外4筆で 畑が5筆、

面積が 32,785 m²です。

資料7ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。番号 5-4承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 番号 5-4について承認いたします。
次に番号 5-5について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-5 合意解約
貸 主 [REDACTED]
借 主 [REDACTED]
土地の所在は碧水 220 番地 1 外 4 筆で 畑が 5 筆、
面積が 28,070 m²です。
資料 8 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。番号 5-5承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 番号 5-5について承認いたします。
次に番号 5-6について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-6 合意解約
貸 主 [REDACTED]
借 主 [REDACTED]
土地の所在は美葉牛 195 番地 1 外 7 筆で 畑が 8 筆、
面積が 139,982 m²です。

資料9ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。番号 5-6 承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5-6 について承認いたします。
次に番号 5-7 について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-7 合意解約
貸 主 [REDACTED]
借 主 [REDACTED]
土地の所在は岩村407番地 外2筆で 畑が3筆、
面積が 114,174 m²です。
資料1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。番号 5-7 承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5-7について承認いたします。

日程第7 議案第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約については全て承認されました。

日程第8 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、最初に5-使用-1説明願います。

事務局長

16ページをご覧ください。

議案10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和5年3月23日提出

次のページをご覧ください。

番号 5-使用-1

所有権の設定を受ける者

所有権の設定をする者

所有権の内容は 使用貸借です。

期間は、令和5年3月24日から令和15年12月31日です。

土地の所在は、美葉牛241番14外1筆、畑が2筆で

面積は4,824㎡となっております。

資料の10ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号 5-使用-1、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議長

番号5-使用-1について承認いたします。
次に5-贈-2について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-贈-2
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転をする者 [REDACTED]
所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、贈与です。
移転時期は、令和5年3月24日です。
土地の所在は、岩村3番5 外2筆、
畑が3筆で 面積は2,915 m²となっております。
資料の11ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-贈-2承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-贈-2について承認いたします。
次に番号5-売-7について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-売-7
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転をする者 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和5年3月24日です。
対価の支払期限は、令和5年4月27日です。

売買価格は、14,230,000円です。
土地の所在は、碧水22番3外12筆、
田が13筆で面積は55,430.40㎡となっております。
尚、一時貸付期間は10年となります。
資料の12ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-売-7承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-売-7について承認いたします。
次に番号5-売-8、5-売-9関連がありますので、一括で説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-売-8
所有権の移転を受ける者
所有権の移転をする者
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和5年3月24日です。
対価の支払期限は、令和5年4月27日です。
売買価格は、5,566,000円です。
土地の所在は、三谷22番2外4筆、
田が5筆で面積は26,946㎡となっております。

次のページをご覧ください。
番号 5-売-9
所有権の移転を受ける者
所有権の移転をする者
所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和5年3月24日です。
対価の支払期限は、令和5年4月27日です。
売買価格は、110,000円です。
土地の所在は、三谷507番1外1筆、
田が2筆で面積は537㎡となっております。
尚、一時貸付期間は5年となります。[REDACTED]
資料の13ページに[REDACTED]は水色で、[REDACTED]は黄色で表記した航空
写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-売-8、5-売-9承認とされる方は挙手をお願いいたしま
す。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-売-8、5-売-9について承認いたします。
次に番号5-売-10について説明願います。

事務局長

次のページ(22ページ)をご覧ください。
番号 5-売-10
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転をする者 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和5年3月24日です。
対価の支払期限は、令和5年4月28日です。
売買価格は、220,000円です。
土地の所在は、三谷22番6外5筆、
田が6筆で面積は3,084.01㎡となっております。
資料の14ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

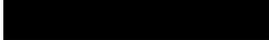
議長 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 採決いたします。
番号5-売-10、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員 【全員挙手】

議長 番号5-売-10について承認いたします。
次に番号5-賃-14について説明願います。

事務局長 次のページをご覧ください。
番号 5-賃-14
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年3月24日から令和15年1月25日です。
借賃は、112,035円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷86番地6 外1筆
田が2筆で、面積18,818㎡です。
資料の15ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 採決いたします。
番号5-賃-14、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-14について承認いたします。
次に番号5-賃-15について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-15
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年3月24日から令和15年1月25日です。
借賃は、164,450円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷86番地8 外2筆
田が2筆、畑が1筆で、面積32,833㎡です。
資料の16ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-賃-15、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-15について承認いたします。
次に番号5-賃-16について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-16

利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年3月24日から令和15年1月25日です。
借賃は、392,040円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、板谷108番地2 外10筆
田が10筆、畑が1筆で、面積64,722㎡です。
資料の17ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-賃-16承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-16について承認いたします。
次に番号5-賃-17について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-17
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年3月24日から令和15年12月31日です。
借賃は、65,400円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、碧水124番地1 外4筆
畑が5筆で、面積32,785㎡です。
資料の7ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号5-賃-17、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号5-賃-17について承認いたします。

次に番号5-賃-18について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-18

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和5年3月24日から令和15年12月31日です。

借賃は、56,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水220番地1 外4筆

畑が5筆で、面積28,070㎡です。

資料の8ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号5-賃-18、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-18について承認いたします。
次に番号5-賃-19について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-19
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年3月24日から令和15年12月31日です。
借賃は、262,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、碧水195番地1外7筆
畑が8筆で、面積139,982㎡です。
資料の9ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-賃-19、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-19について承認いたします。
次に番号5-賃-20について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-20

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和5年3月24日から令和14年1月24日です。

借賃は、68,200円です。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、碧水172番地1

畑が1筆で、面積12,916㎡です。

資料の6ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号5-賃-20、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-20について承認いたします。

次に番号5-賃-21について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-21

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和5年3月24日から令和15年12月31日です。

借賃は、17,600円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、板谷 87 番地 2
田が 1 筆で、面積 2,175 m²です。
資料の 18 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
番号 5-賃-21、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5-賃-21 について承認いたします。
次に番号 5-賃-22 について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-22
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和 5 年 3 月 24 日から令和 15 年 12 月 31 日です。
借賃は、5,500 円です。
支払方法は、毎年 1 月 30 日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛 248 番地 2 外 1 筆
畑が 2 筆で、面積 5,531 m²です。
資料の 19 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-賃-22、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-22について承認いたします。
次に番号5-賃-23について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-23
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年3月24日から令和15年12月31日です。
借賃は、10,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛248番地3
畑が1筆で、面積2,727㎡です。
資料の20ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-賃-23、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-23について承認いたします。

日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

日程第9 議案第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について事務局より説明願います。

事務局長

33ページをご覧下さい。

議案第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律88号)第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について別冊の通り提出する。

令和5年3月23日提出

別冊資料をご覧下さい。

本年4月1日施行の改正農業委員会法により、指針については作成が努力義務化から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められることとなりました。現在、本農業委員会は令和3年5月総会で令和3年からの新たな目標設定を行っておりますが、国の参考例に基づき、再度目標設定を行いたいと思います。農林業センサスの数字を基に、3年後、10年後の目標を設定致しました。この後のスケジュールとしましては、3月中に総会にて指針決定、振興局への報告を行い、4月中HP等で公表をすることとなっております。内容につきましてご審議願います。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第9 議案第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

(案) については承認と致します。

日程第10 議案第12号 令和5年度 農業委員会における最適化活動の目標設定等 (案) について事務局より説明願います。

事務局長

34 ページをご覧ください。

議案第12号 令和5年度 農業委員会における最適化活動の目標設定等 (案) について

農業委員会における最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき、令和5年度農業委員会における最適化活動の目標設定等(案)について別冊の通り提出する。

令和5年3月23日提出

別冊資料をご覧ください。

別冊のとおり、令和5年度における最適化活動の目標設定等を定めることと致しました。

内容としましては、1ページ目農業委員会の状況ですが、直近農林業センサス等の数値を記載しております。

2ページからは最適化活動の目標としまして、記載をしておりますが、これまでは活動計画としていたものを、数値で目標化しております。

3ページ目の最後にあります、新規参入相談会への参加目標は、昨年を参考に計画しております。

この後のスケジュールとしましては、3月中に総会にて目標決定、農業会議に通知・確認を受け、4月中HP等で公表をすることとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議 長

日程第10 議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針
(案) については承認と致します。

以上で第3回農業委員会総会を終了致します。